

ダイジェスト版

経済社会における 会計・監査の意義と実際

東北大学 経済学部

2016年7月14日

公認会計士・監査審査会
会長 廣本 敏郎

本日の構成

- はじめに
 - 公認会計士・監査審査会について
- 公認会計士の使命
 - 市場経済と会計／市場経済とモラル
 - 会計の公的責務と公認会計士の役割
 - 金融・資本市場と会計監査
- 公認会計士業界を巡る最近の動向
 - 不正会計事案とその対応
 - IFIAR常設事務局の東京設置
 - 大手監査法人グループの動向

公認会計士・監査審査会について

公認会計士・監査審査会の概要

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）は、一連の不正会計事件による会計不信の世界的な高まりを背景に、欧米での監査監督機関の設立と併行して、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として設置されました。

審査会は、合議制の機関として金融庁に置かれ、会長1名、委員9名以内（公認会計士に関する事項について理解と謝見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命）で構成されています。

<業務内容>

- (1) 「品質管理レビュー」に対する審査及び検査
- (2) 公認会計士試験の実施
- (3) 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

審査会は、これらの業務を通じ、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としています。

審査会には、その事務を処理するために事務局が置かれており、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成されています。

<組織図>



公認会計士・監査審査会の概要（続）

第5期（平成28年4月～平成31年3月）		
会長（常勤）	廣本 敏郎	一橋大学名誉教授
委員（常勤）	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員（非常勤）	木村 明子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問
委員（同上）	佐藤 淑子	日本IR協議会専務理事
委員（同上）	徳賀 芳弘	京都大学副学長・教授
委員（同上）	淵田 康之	野村資本市場研究所理事
委員（同上）	水口 啓子	日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
委員（同上）	八木 和則	横河電機参与
委員（同上）	山田 辰巳	有限責任あずさ監査法人パートナー
委員（同上）	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

(1)「品質管理レビュー」に対する審査及び検査

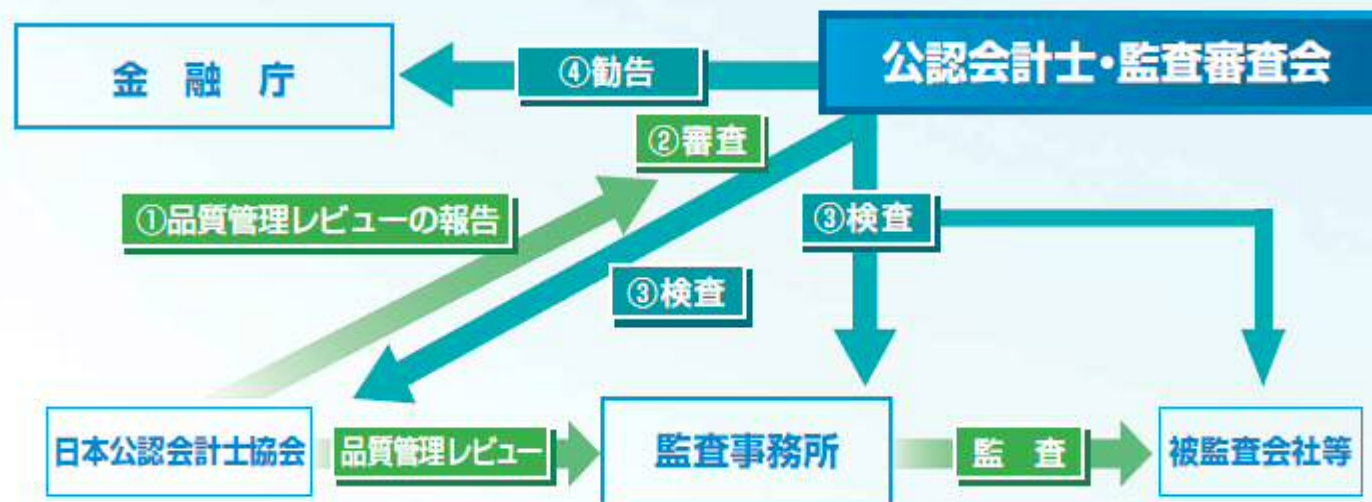
審査会は、日本公認会計士協会から「品質管理レビュー」に関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて日本公認会計士協会や監査事務所等に立入検査等を実施します。

その結果、協会において「品質管理レビュー」が適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

*品質管理レビュー

品質管理レビューとは、日本公認会計士協会が、公認会計士法第46条の9の2で規定する「協会による法第2条第1項業務の運営の状況の調査」の趣旨を踏まえ監査事務所(監査法人及び個人事務所)の監査の品質管理の状況等を調査し、必要に応じて監査事務所に対して改善勧告を行うものです。

<審査及び検査の概要>



(2) 公認会計士試験の実施

審査会は、公認会計士法の規定に基づき、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式により、毎年、公認会計士試験を実施しています。平成22年試験からは、短答式試験を年2回実施しています。

審査会では、試験問題の作成・採点、合格の決定等について行い、試験監督等については、各財務局長等に委任し、全国11ヶ所において実施しています。

<公認会計士試験の流れ>



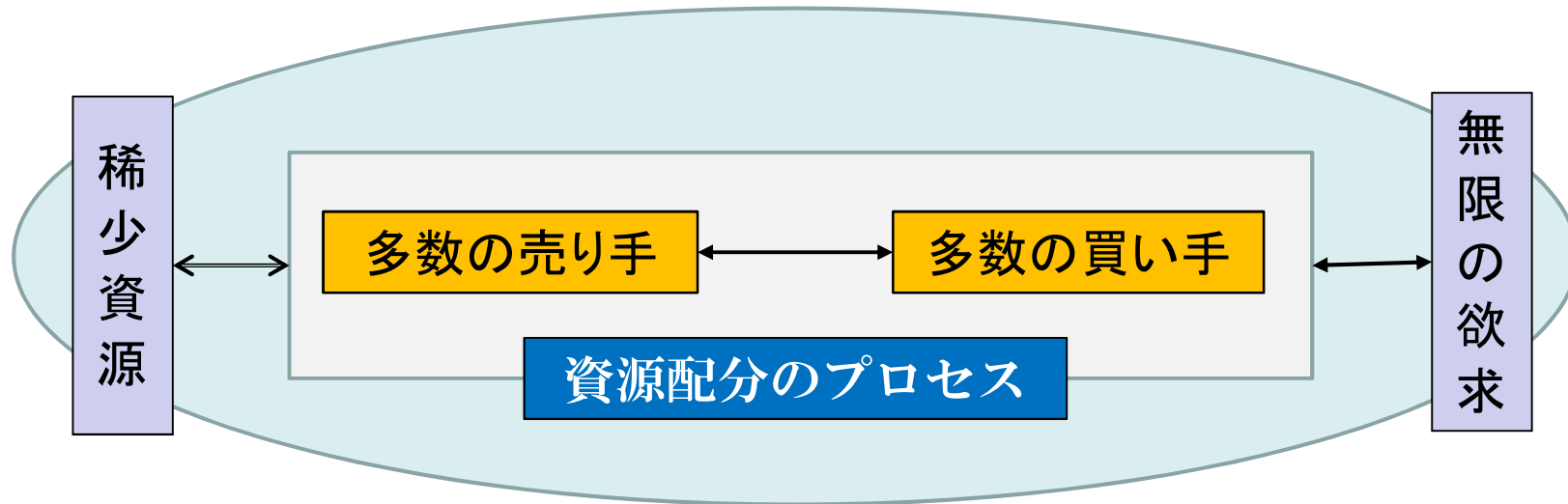
(3) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

金融庁長官が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くことと法律で定められています。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）などの処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明しています。



公認会計士の使命
市場経済と会計

市場経済の制度



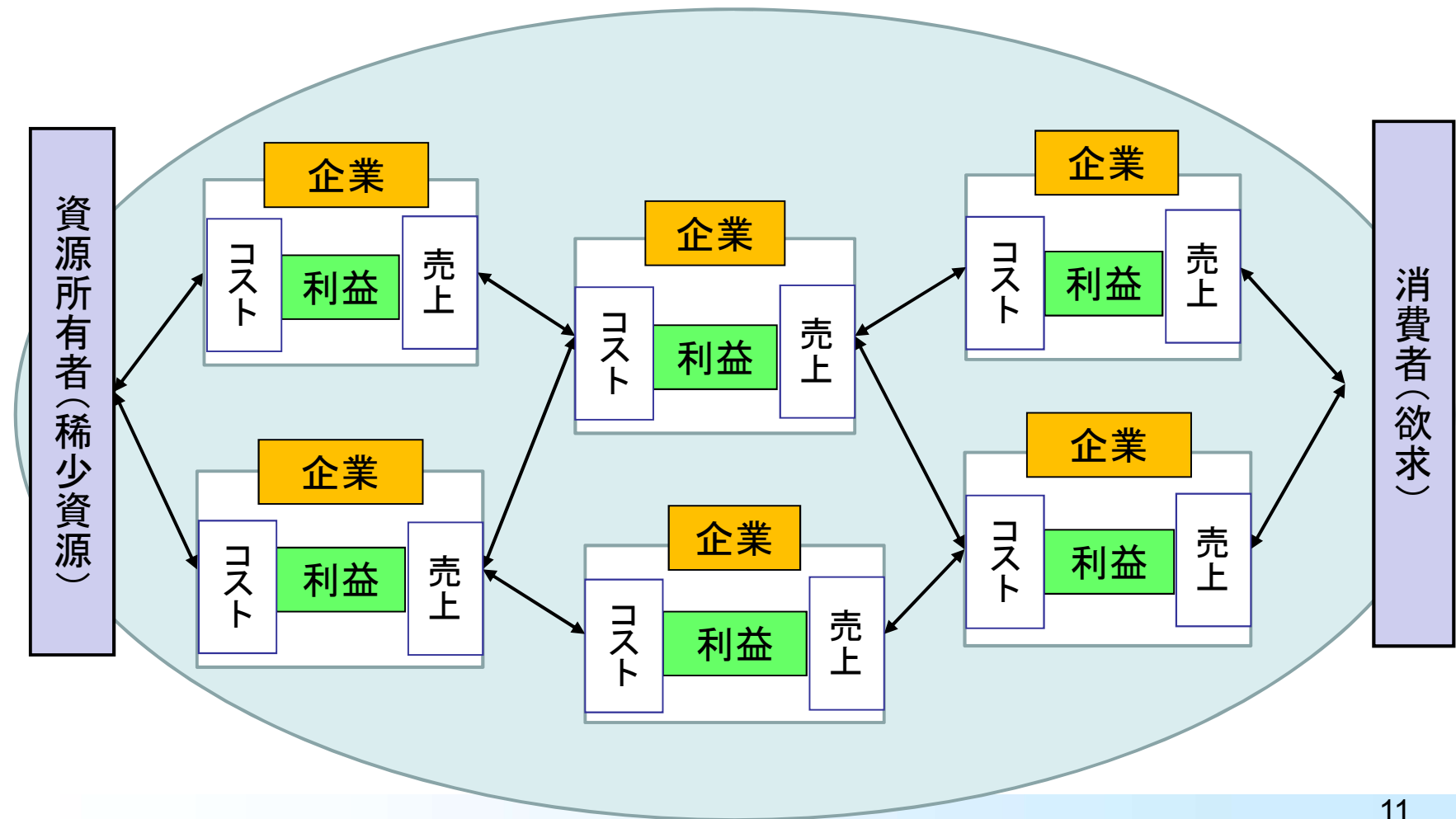
よい財・サービスを求める買い手と、その財・サービスの売り手とは、それぞれの私欲がぶつかって市場で競合し合い、その競争の中から、人々が欲するよい財・サービスを安く供給し得た企業が生き残っていく。

この基本的な論点を分析的に明らかにしたのがアダム・スミスの経済学であり、それが自由主義経済の基礎となった。

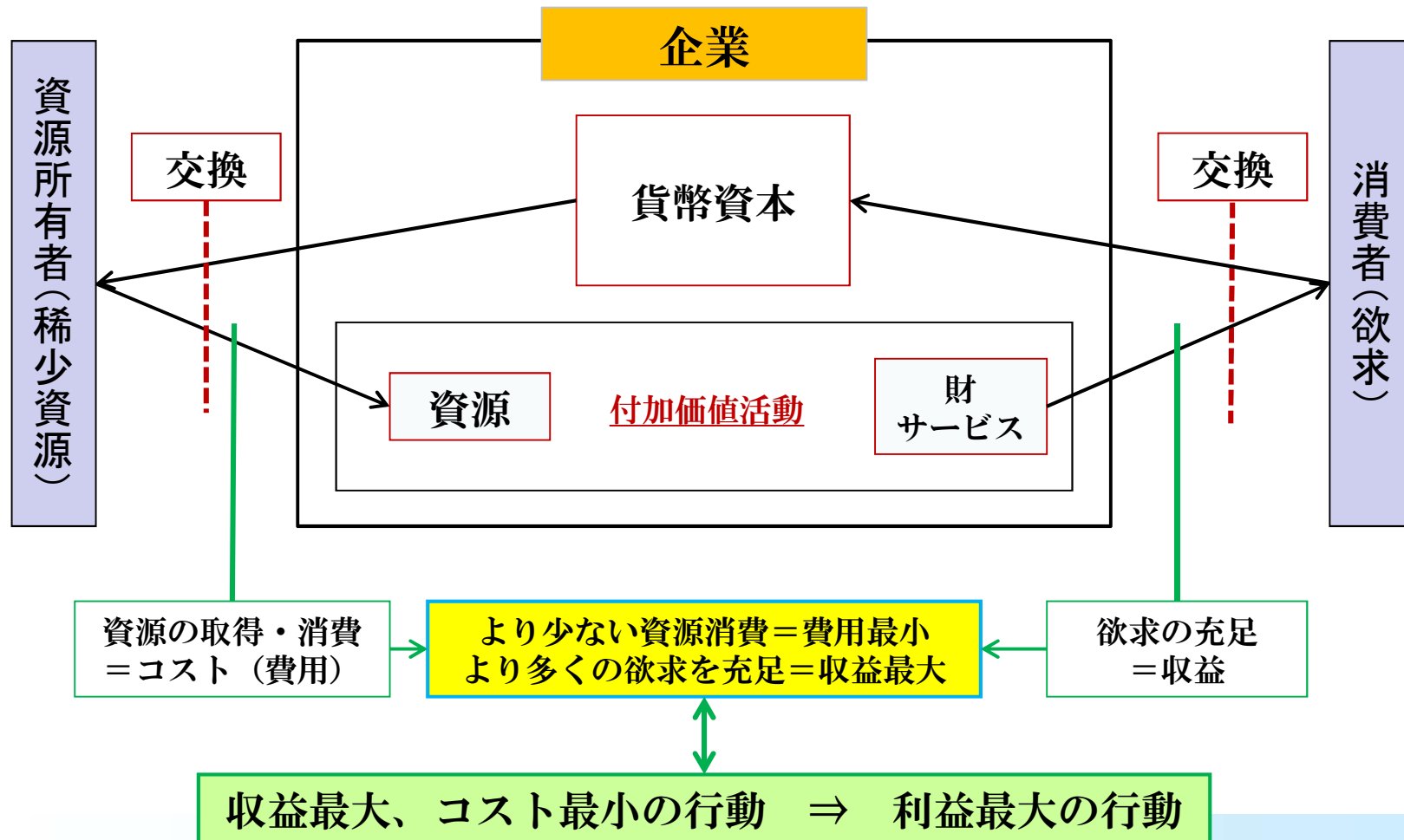
(今井・金子『ネットワーク組織論』岩波書店、1988年)

会計なくして経済なし

～企業の行動原理「売上最大、コスト最小」～



会計による企業活動の可視化



公認会計士の使命
市場経済とモラル

アダム・スミスが描いた市場経済

- 経済の世界は、「自分自身の境遇を改善せんとする欲望」によって導かれている世界である…利己心というものが経済という世界の原動力である…
- (しかし) スミスによると、この利己心というものは、めいめいが何でも勝手放題なことをしてよろしいというのではなく、そこに一つの社会性がなければならないということになっている。社会的な枠のない、無軌道な、勝手気ままな欲望の追求というものは、人間の行為でもなければモラルでもない。

(高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年、76頁)

わが国資本主義経済の原点

～渋沢栄一の理念～

- 「日本の資本主義の父」と称される渋沢栄一は、利潤追求をめざす経済行為の中にも道徳が必要なことを悟っていた。
 - 私が常に希望しているのは、「物事を進展させたい」「モノの豊かさを実現したい」という欲望を、まず人は心に抱き続ける一方で、その欲望を実践に移していくために、道理を持って欲しいということである。その道理とは、社会の基本的な道徳をバランスよく推し進めていくことに外ならない。

(渋沢栄一 (守屋淳訳) 『現代語訳 論語と算盤』
ちくま新書、2010年、89頁)

公認会計士業界を巡る最近の動向
不正会計事案とその対応

一連の不正会計事件と監査監督機関の設立

- エンロンの破綻等、諸外国における一連の不正会計事件を契機として、監査監督の重要性が高まり、監査の品質の確保・向上のために世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設立された。
 - 「2001年12月に起きたアメリカのエネルギー取引企業最大手エンロン社の破綻事件は米国のみならず、世界の監査制度に投げかけた波紋は大きかった。...

(山浦『会計監査論〔第3版〕』中経、2003年、70頁)

一連の不正会計事件と監査監督機関の設立（続）

- PCAOB（米2002年7月）、CPAB（加2003年4月）、H3C（仏2003年8月）、POB（英2004年1月）、CPAAOB（日2004年4月）、AOC（独2005年1月）等
- 各国の監査監督当局間における協力・連携の場として、2006年、監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）を定期的
に開催することが合意され、第1回会合が2007年3月東京で
開催された。

我が国における対応

- 監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書（企業会計審議会、2013年3月26日）
- コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～（東京証券取引所、2015年6月1日）
- 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言—会計監査の信頼性確保のために—（金融庁、2016年3月8日）
- 公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～（公認会計士・監査審査会、2016年3月24日）

不正リスク対応基準の設定

- 近時、金融商品取引上のディスクロージャーをめぐる、不正による有価証券報告書の虚偽記載等の不適切な事例が相次いでおり、こうした事例においては、結果として公認会計士監査が有効に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘がある。
 - 当審議会においては、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、我が国の公認会計士監査をより実効性のあるものとするとの観点から、不正（重要な虚偽の表示の原因となる不正）に対応した監査手続等の検討を行い、監査基準等の所要の見直しを行うこととした。
 - なお、不正に関しては、財務諸表作成者である経営者に責任があるところであり、その対応としては、公認会計士監査における監査手続等の充実とともに、（続く）

不正リスク対応基準の設定（続）

- 企業におけるコーポレート・ガバナンスのあり方の検討などを含め、幅広い観点からの取組みが重要である。
 - 今般の不正リスク対応基準の検討において、不正リスクの内容や程度に応じ、適切に監査役等と協議するなど、監査役等と連携を図らなければならないとされた。
 - 現行の監査基準においては監査役等との連携に関する規定がないが、監査における監査役等との連携は、不正が疑われる場合に限らず重要であると考えられることから、監査人は、監査の各段階において、適切に監査役等と協議するなど、監査役等と連携を図らなければならないことを明記することとした。
- （『監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書』 「監査基準の改訂について」 より）